

熊本県監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年（2021年）11月19日から令和4年（2022年）1月19日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）8月4日

熊本県監査委員 藤井 一 恵
 同 竹 中 潮
 同 高 木 健 次
 同 増 永 慎一郎

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 翔陽高等学校	<p>（職員の交通法規違反について）</p> <p>通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員研修の際、懲戒処分の指針に基づき、交通事故・交通法規違反に関する具体例を取り上げ、全職員に対して安全運転の徹底について注意喚起を行った。</p> <p>また、出張や退勤する際、職員にその都度、管理職から交通安全に気を付けるように声掛けを行っている。</p>
教育委員会 球磨工業高等学校	<p>（新聞購読料の支払遅延について）</p> <p>新聞購読料の支払事務について、請求書の管理を怠り、支払遅延が生じている。</p> <p>支払事務において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>令和3年度は支出担当者において、請求書受領日または翌日には支出命令書を作成している。また、未払い等がないか支出未済一覧表を活用し確認している。</p> <p>支払遅延の原因として、請求書の管理が不十分であったことがあげられるため、今後は請求書等の郵便は全て支出担当者が仕分けを行い、請求書の所在をはっきりさせ、受領した週には支出の起案ができるよう、適正な事務処理に努める。</p> <p>新聞購読料をはじめ、業務委託や定期的な支払いがある光熱費等の支払いチェックリストを作成し見えやすいところに掲示することで、複数人で確認できるようにした。また、支出担当者、事務長及び所属長が毎月末に支出未済一覧表を確認し、支払遅延がないか確認している。</p>

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 ひのくに高等支援学校	<p>(報酬等の支払事務について)</p> <p>令和元年度(2019年度)の学校運営協議会委員の報酬及び旅費について、所得税の適用税率を誤って過大に控除し、翌年度に国からの還付金を受領したが、委員への還付を行っていない。</p> <p>組織的なチェック体制の強化を図り、報酬等の支払事務を適正に行うとともに、還付金等が生じた場合は速やかに処理すること。</p>	<p>主管課において予算措置を行い、本校から各委員に説明を済ませ、還付を完了した。</p> <p>また、今後の支出に際しては、担当者と事務長のみならず、主査・副査及び管理職による組織的なチェックを徹底し、二度とこのような事案が発生しないよう体制の強化を図る。</p>